

# NEWSLETTER

2022年 4月

## 韓国の最新知財情報 - 2022年4月

- 2022年4月20日施行の改正特許法の紹介 ----- 01
- 2022年施行の改正商標法の紹介 ----- 04
- 韓国の特許出願統計の動向 ----- 07
- データおよび有名人の肖像、  
氏名など保護のための不正競争防止法の改正 ----- 11

### Editors



Young Mo KWON



Hyeon Gil RYOO



Hyungwon Chae

[MORE](#) ▼

ニュースレターの内容に関するお問い合わせは、[news@leekoip.com](mailto:news@leekoip.com)または各担当者の連絡先にお寄せください。

このニュースレターは一般的な情報の提供を目的として発行されたものであり、Lee&Koの公式見解または法律意見ではありません。Lee&Koのニュースレターの受信をご希望でない場合は、このメールに返信または[こちら](#)をクリックし、件名に「受信拒否」とご記入のうえ、送信してください。

## CONTACT



Seong Tahk AHN

T: +82,2,6386,6239  
E: [seongtahk.ahn@leekoip.com](mailto:seongtahk.ahn@leekoip.com)



Hyungwon CHAE

T: +82,2,6386,6632  
E: [hyungwon.chae@leekoip.com](mailto:hyungwon.chae@leekoip.com)

## 2022年4月20日施行の改正特許法の紹介

特許権の獲得機会を拡大し、出願人のミスを救済するための趣旨として、2022年4月20日から施行される改正特許法の主要内容を以下のように説明する。

## 1. 分離出願制度の導入

出願人が特許拒絶決定不服審判の棄却審決(拒絶決定の維持)を受けた後も、出願において拒絶されなかった請求項のみを分離して出願できる制度が施行される。2022年4月20日以降、特許拒絶決定に対する審判が請求された特許出願から適用される。

従来では、拒絶決定不服審判において、全体の請求項のうち1つでも棄却(拒絶維持)されると、一部請求項が特許可能であっても全体の請求項が特許拒絶される。従って、出願人は、審判請求が棄却される場合に備えて、拒絶決定不服審判の請求時に分割出願を追加で提出する場合は約40%に達するほど多い状況であった。特許庁は、今般、拒絶決定不服審判の引用時に出願人の不要な追加費用を減らし、拒絶決定不服審判の棄却時にも特許獲得の機会を与えるために分離出願制度を導入した。

具体的には、分離出願は、拒絶決定不服審判の審決謄本が送達された後、特許法院に訴提起できる期間内に可能である。審査請求は、原出願の出願日から3年以内、または分離出願日から30日以内に請求することができる。分離出願は、i)拒絶決定されていない請求項、ii)拒絶された請求項において、その特許拒絶決定の基礎となった選択的記載事項を削除した請求項、iii)上記i)またはii)の請求範囲を減縮するか、誤記を訂正するか、不明瞭な事項を明確にする補正を行った請求項、またはiv)上記i)ないしiii)のうちいずれか1つにおいて、新規事項を削除した請求項に対して出願可能である。このような分離出願の範囲に違反した場合は、特許拒絶の対象となる。新規事項が追加された分離出願は、特許拒絶および特許無効の対象となる。分離出願に基づいて新たな分離出願、分割出願、または変更出願をすることができない。また、分離出願は、再審査請求の対象からも除外される。

## 2. 特許拒絶決定に対する不服審判の請求期間延長

特許庁は、特許拒絶決定に対する不服審判の請求期間を現行の拒絶決定謄本送達日から30日を3ヶ月に延長した。2022年4月20日以降、特許拒絶決定謄本が送達された特許出願から適用される。

上記3ヶ月の不服審判請求期限は、既存と同様に海外出願人に実務上許容される最大60日の延長も可能なので、期限延長申請まで行えば、拒絶決定謄本送達日から最大約5ヶ月間、拒絶決定に対して対応する時間を確保できるようになる。不服審判請求期間内には、再審査請求、分割出願、変更出願も可能であるので、これらの手続きに関する期間も共に延長されたものとして見なすことができる。

既存では、特許拒絶決定に対する30日間の審判請求期間は、世界の主要国家に比べて短く、審判請求人が審判準備のための期間を確保するために期間を延長するか(期間延長申請比率、約32%)、審判を請求した以後に請求の理由を補正するなど、不要な手続きと費用が追加で発生する問題点があった。今般の改正によって拒絶決定不服審判の請求期間が3ヶ月として米国、日本、中国と同一になった。

### 3. 再審査請求の対象および期間の拡大

既存では、拒絶決定された特許出願に対してのみ再審査請求が可能であったが、改正特許法は、特許決定された特許出願に対しても設定登録前に再審査請求が可能になった。また、拒絶決定された特許出願に対する再審査の請求期間は、上記項目2において説明した通り、拒絶決定不服審判の請求期間と同様に3ヶ月に延長された。2022年4月20日以降に特許決定、特許拒絶決定、または特許拒絶決定取消審決(特許登録決定審決)の謄本が送達された特許出願から適用される。

このように、特許決定以後も、補正書を共に提出する再審査請求を行うことによって、市場状況による適切且つ強力な特許権の確保が容易になった。また、既存では、特許決定された場合に明細書を訂正するためには、訂正審判を請求する方法しかなく、訂正の範囲も出願係属中の補正範囲よりも制限的であったが、今般の改正法の施行を通じて特許決定以後も明細書の補正機会が増え、補正できる範囲も広がった。但し、再審査請求を行うと原特許決定が取り消されるため、実務的にはこの段階での再審査請求は、明細書の些細な修正のために活用される可能性が高いと思われる。

一方、上記項目1において言及したように、分離出願に対する再審査請求は可能ではないが、特許拒絶決定が取り消されたときには再審査の請求が可能である。

### 4. 分割出願の優先権主張および証明書類の提出を省略

原出願が適法に優先権主張および証明書類を提出した場合、その分割出願に対しても優先権主張および証明書類を提出したものと見なされる。2022年4月20日以降に出願した分割出願から適用される。

分割出願に対しても原出願の出願時に行った優先権主張および証明書類の提出など、同一の手続きを踏むようにすることによって不要な行政処理が発生し、出願人のミスや混同によって分割出願時の優先権主張が漏れる問題点を補完するために導入された。

### 5. 特許に関する手続き・特許出願・特許権の回復要件の緩和

書類未提出、手数料未納、期間未遵守などによって、i)特許に関する手続きが無効になるか、ii)(審査請求を行えず)特許出願がみなし取り下げがされるか、(再審査請求を行えず)特許拒絶決定が確定されるか、またはiii)(特許料の不納による)特許権が消滅した場合、無効処分/取消要件/出願/特許権の回復要件を自然災害のような「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和した。正当な事由の例として、特許権者の意識障害による特許料の不納、システム障害による未受付などが挙げられる。正当な事由が消滅した日から2ヶ月以内に取消/回復申請を行わなければならない。但し、指定された期間または法定期間の満了日から1年が過ぎたときは、取消/回復申請が受け入れられない。本条項は、施行日である2022年4月20日以前に補正命令を受けるか、期限を守らなかった者も、施行日当時に正当な事由が消滅した日から2ヶ月が過ぎない場合にも適用される。

## 6. その他

### ■ 共有特許権者の保護

共有特許権が分割請求され、分割請求以前に特許発明実施中である特許共有者が、本人の意思とは関係なく競売によって特許持分を喪失した場合、上記共有特許権者に通常実施権を与えるようにし、通常実施権を得た共有特許権者は、競売などによって特許権が移転された特許権者に相当の対価を支給するようにする。本条項は、2022年4月20日以降に共有特許権の分割を請求した場合から適用される。

### ■ 特許出願などに基づく優先権主張出願の対象拡大

特許決定された場合でも、設定登録をするまで出願日から1年以内の期間に国内優先権主張出願ができるようになった。特許決定後も市場状況によって発明が改良された場合、改良発明を追加して国内優先権主張出願をできるようにした。2022年4月20日以降、特許決定または特許登録決定審決の謄本が送達された先出願に基づく優先権主張出願から適用される。

## CONTACT



Vera  
Eun Woo LEE

T: +82,2,772,4334  
E: [eunwoo.lee@leeko.com](mailto:eunwoo.lee@leeko.com)



Jiwoo JEONG

T: +82,2,6386,0776  
E: [jiwoo.jeong@leekoip.com](mailto:jiwoo.jeong@leekoip.com)

## 2022年施行の改正商標法の紹介

最近、出願人の便宜を増進して商標使用者の利益を保護し、時代変化による「デジタル商品」の活発な取引状況を反映するため、商標法が改正され2022年2月3日に公布された。改正法には、商標登録出願時に一部指定商品に対してのみ商標登録を拒否できるようにする「部分拒絶制度」、「再審査請求制度」の導入なども含んでいる。以下においては、本改正事項および2021年に改正された商標法の内容を含め、2022年に新たに施行される商標法の改正内容を紹介する。

### 1. 拒絶決定および補正却下決定に対する審判請求期間の延長

旧商標法によると、商標登録出願が拒絶されると、商標登録拒絶決定の謄本が送達された日から30日以内に審判を請求することができた。しかし、30日の拒絶決定不服審判の請求期間が短く、出願人に十分な審判請求期間を提供するために、拒絶決定および補正却下決定に対する審判請求期間を既存の30日から3ヶ月に延長した。

2022年4月20日以降、拒絶決定の謄本が送達された商標登録出願(国際商標登録出願を含む)から適用される。2022年4月20日以前に審査官の拒絶決定があっても、その決定の謄本が送達された日が4月20日以降である場合は、改正された請求期間である3ヶ月が適用される。

### 2. 分割出願時の優先権主張の自動認定

改正法においては、優先権主張を伴った出願を分割出願する場合、その分割出願も自動的に優先権主張をしたものとして認め、原出願に優先権証明書類の提出がある場合には、分割出願にも該当書類が提出されたものと見なすようにした。但し、優先権主張や出願時に特例適用を望まない出願人のために、分割出願日から30日以内に優先権主張などの取り下げが可能のように規定した。

分割出願時に出願人のミスまたは援用誤認などで分割出願書に優先権主張の趣旨や出願時の特例趣旨の記載が漏れて優先権または出願時の特例が認められず、他出願が先出願となる問題があった。出願人の便宜を図り、上記のような問題を解決するために改正したものである。

これは、2022年4月20日以降の分割出願から適用される。

### 3. 商標の使用概念の拡大

最近、オンラインを通じてダウンロードするか、利用権を与える方式などで取引されるデジタル商品(Digital Goods)が活発に流通しているが、現行商標法上、「商標の使用」の定義条項は、以下のように伝統的な形態の商品取引に基づいており、オンライン上のデジタル商品の流通過程において発生する商標の使用が商標法上の「商標の使用」として明確に認められるのが困難であった。

\*商標法第2条第1項第11号

「商標の使用」とは、次の各目のいずれか1つに該当する行為をいう。

イ.商品または商品の包装に商標を表示する行為

ロ.商品または商品の包装に商標を表示したものを譲渡または引き渡すか、譲渡または引き渡す目的で展示・輸出、または輸入する行為

ハ.商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示するか、広く知らせる行為

これを補完するために、本改正法は、実際の取引界の様相を積極的に反映し、「商品または商品の包装に商標を表示したものを譲渡・引き渡すか、電気通信回線を通じて提供する行為、またはこれを目的として展示するか、輸出・輸入する行為」を商標の使用行為に明示的に含ませた。本改正規定は、2022年8月4日から施行される。

#### 4. 部分拒絶制度の導入

現行の商標法は、1つの出願に多数の商品を指定した場合、一部指定商品にのみ拒絶理由があっても残りの指定商品までをすべて拒絶するようになっているため、個人・中小企業などの出願人は、拒絶理由通知に対して拒絶理由解消のための適切な対応が困難であり、商標権の確保には限界があった。

改正法においては、商標登録出願の審査結果、一部指定商品にのみ拒絶理由がある場合、その指定商品に対してのみ商標登録拒絶決定をするようにし、拒絶理由がない指定商品は登録されるようにした。審査官が拒絶理由を発見できない場合には、商標出願に対して出願公告決定をすることになるが、一部指定商品にのみ拒絶理由がある商標登録出願の出願公告および登録決定は、拒絶理由のある指定商品の拒絶決定が確定した場合に行うようにした。拒絶理由のある商品が登録される必要がない場合に、出願人は別途の措置を講じなくてもよく、拒絶理由のない商品の迅速な登録を必要とする場合、現行のように拒絶理由のある商品を削除補正するか、または分割出願を用いることができる。

本改正規定は、2023年2月4日以降に出願する商標登録出願から適用される。

#### 5. 再審査請求制度の新設

出願人が審査段階において拒絶理由を克服できる機会を拡大して、権利確保のための時間と費用を節約できるようにするために、出願人が拒絶決定書を受け取った日から3ヶ月以内に指定商品または商標を補正して商標登録出願に関する再審査を請求することが可能のように改正した。これにより、審査官は補正された内容で再審査を行うことになる。

現行の商標法の下においては、拒絶決定以前は商標・商品の補正により拒絶理由を解消できるが、拒絶決定後は簡単な補正により拒絶理由を解消できる場合でも、必ず審判を請求しなければならない困難がある。

但し、再審査による拒絶決定があるか、拒絶決定不服審判を請求した場合には、再審査請求が不可能であり、再審査の請求は取り下げることができない。再審査によって商標登録出願が再び拒絶決定された場合には、拒絶決定不服審判の請求が可能である。

本改正規定は、2023年2月4日以降に出願する商標登録出願から適用される。

CONTACT



Joonyoung KWAK

T: +82,2,6386.7908  
E: [joonyoung.kwak@leekoip.com](mailto:joonyoung.kwak@leekoip.com)



Sungsoo (Sean) HWANG

T: +82,2,6386.6257  
E: [sungsoo.hwang@leekoip.com](mailto:sungsoo.hwang@leekoip.com)

韓国の特許出願統計の動向

最近、特許庁は特許出願統計資料を公開し、この資料によると、韓国の特許出願件数は過去5年間持続的に増加し、特に外国人の特許出願件数は2021年度に前年比11.7%として大きく増加した。複数の技術分野のうち、ディープフェイク基盤のデータ増強、ゲーム、自律走行などのコンピュータ/IT関連技術分野の特許出願が大幅に増加した。

1. 2021年特許出願統計資料

■ 出願人類型別の特許出願現況

特許庁の2021年特許出願統計資料によると<sup>1)</sup>、韓国の特許出願件数は前年比5.0%増加した237,998件であり、過去5年間持続的に増加している。特に、外国人の特許出願件数は51,735件として、全体の特許出願件数(237,998件)の21.7%の比重を占めているものとして示され、外国人の特許出願は、2018年以降減少傾向を示していたが、2021年度に大きく反騰(前年比11.7%)した。

区分	2017	2018	2019	2020	2021	
					出願	増減率
全体 (増減率)	204,775 (-1.9%)	209,992 (2.5%)	218,975 (4.3%)	226,759 (3.6%)	237,998	5.0%
中小ベンチャー企業	44,715	46,652	50,493	57,438	62,843	9.4%
ベンチャー企業	18,954	19,320	21,543	24,874	28,759	15.6%
大企業	33,207	33,693	37,538	37,536	37,322	-0.6%
大学・公共研	27,309	27,218	26,944	27,947	30,020	8.6%
個人	40,272	41,096	43,130	43,544	41,298	-5.2%
外国人	46,025	47,809	47,518	46,306	51,735	11.7%
その他	13,247	13,524	13,352	13,988	14,780	5.7%

< 出願人類型別の年度別特許出願件数 >

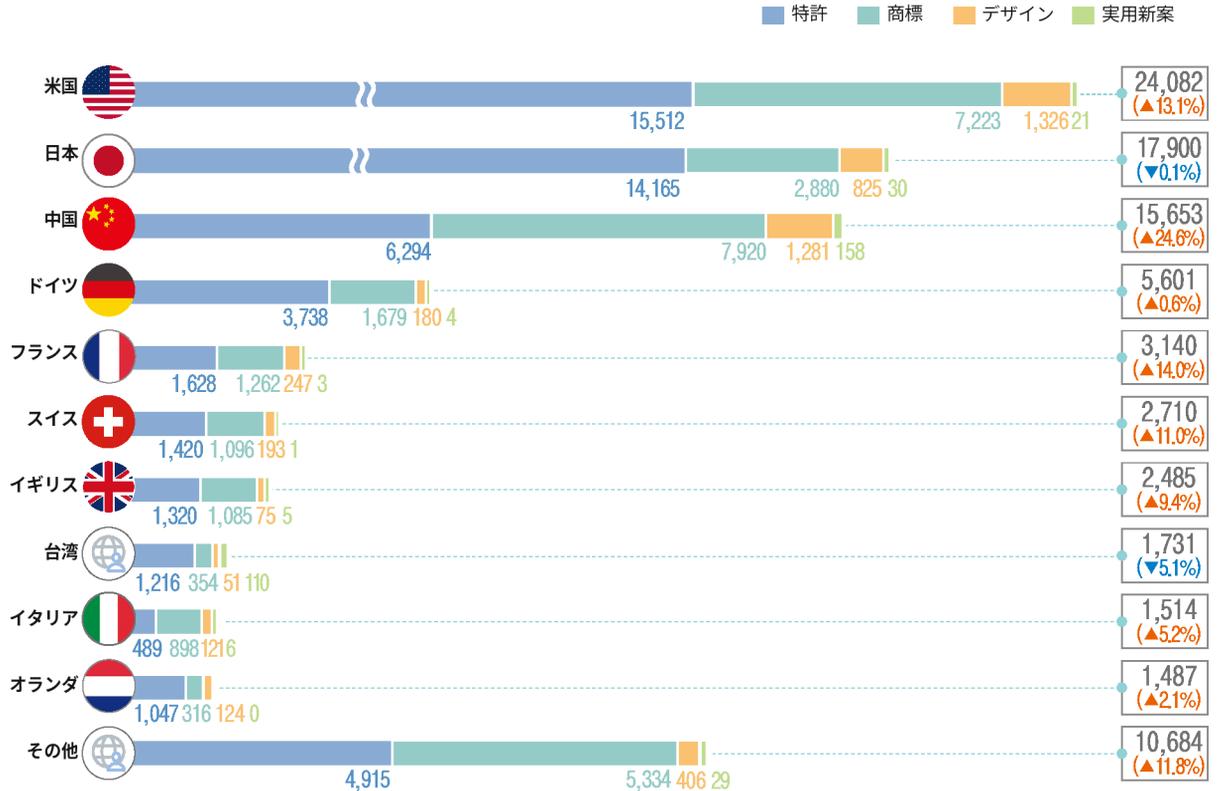
■ 特許多出願の現況

特許庁の2021年知識財産統計資料によると<sup>2)</sup>、外国人の韓国知的財産(特許、商標、デザイン、および実用新案を含む)出願に関して、外国人の国籍別出

1) 特許庁報道資料「21年知識財産出願歴代最高値(59.3万)記録」(2022年1月11日)

2) 特許庁、2022知識財産統計FOCUS上半期資料

願比重は、米国(27.7%、24,082件)、日本(20.6%、17,900件)、中国(18.0%、15,653件)などの順序として示された。特に、米国人と中国人の場合、2021年の韓国出願件数が2020年に比べ、それぞれ13.1%と24.6%増加した。



< 2021年外国出願人の韓国出願の国家別現況 >

そして、2021年に外国企業のうち韓国特許出願件数が最も多い5つの企業は、東京エレクトロン(687件、日本半導体製造装置企業)、半導体エネルギー研究所(644件、日本半導体工程関連専門企業)、アプライドマテリアルズ(623件、米国半導体製造装置企業)、ファーウェイ(601件、中国通信装置製造企業)、およびTSMC(546件、台湾ファウンドリ企業)の順に示された。韓国企業は、サムスン電子(9,857件)、LG電子(4,008件)、ヒュンダイ自動車(2,975件)、LGエネルギーソリューション(2,605件)、サムスンディスプレイ(2,600件)の順に多くの特許を出願した。

### ■ PCT出願件数

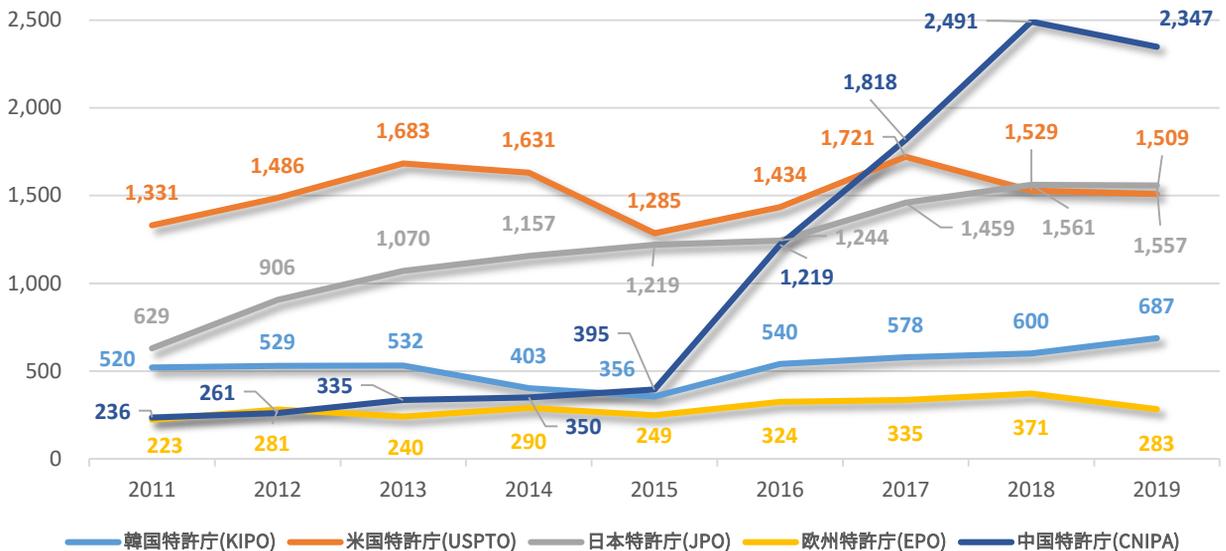
特許庁の統計資料によると<sup>3)</sup>、サムスン電子、LG電子など韓国企業の2021年PCT出願が20,678件として、2020年対比3.2%増加し、2年連続で世界4位を占めたものとして示された。他の多出願上位5位の国家としては、中国(69,540件)、米国(59,570件)、日本(50,260件)、ドイツ(17,322件)がある。

3) 特許庁報道資料「韓国、2年連続国際特許出願(PCT)世界4位」(2022年1月11日)

## 2. コンピュータ関連分野において最近出願件数が増加した技術分野

### ■ ゲーム関連分野

特許庁の統計資料によると<sup>4)</sup>、IP5国家(「全世界特許出願の85%を占める5ヶ国:US、EU、CN、JP、KR」)に出願されたゲーム関連特許が、最近5年間('15年~'19年)、年平均で16%成長したことが示された。主な出願人を検討すると、ソニー(2,923件)、コナミ(2,393件)、テンセント(1,754件)、Nintendo(1,744件)、Bandai Namco(1,433件)、Gree(1,416件)、Netease(1,396件)などが多出願順位に名を挙げ、ゲームと情報通信技術に強みを有する企業が特許権確保に積極的に出ているものと分析された。



<ゲーム関連のIP5全体出願現況('11年~'19年)>

特に、融複合技術と連携したゲーム関連特許は、IP5国家において'15年までは200件前後で出願がなされていたが、'16年に440件、'17年に629件と2~3倍以上が急増した後も上昇傾向を持続的に維持している。

### ■ 自律走行関連分野

特許庁の統計資料によると<sup>5)</sup>、IP5国家の2006年から2020年までの自律走行車の特許出願件数を分析した結果、多出願順位は、トヨタ(5,239件)、ソニー(3,630件)、ヒュンダイ(3,080件)、ホンダ(2,844件)、フォード(2,069件)、LG(2,019件)の順として示された。

4) 特許庁報道資料「特許で開く拡張仮想世界(metaverse)」(2021年12月21日)

5) 特許庁報道資料「自律走行車開発業界の地殻変動の動き」(2021年11月11日)

順位	出願人	国籍	件数	備考
1	TOYOTA	日本	5239	完成車製造会社
2	SONY	日本	3630	IT企業
3	HYUNDAI	韓国	3080	完成車製造会社
4	HONDA	日本	2844	完成車製造会社
5	FORD	米国	2069	完成車製造会社
6	LG	韓国	2019	IT企業
7	NISSAN MOTOR	日本	1779	完成車製造会社
8	GOOGLE	米国	1727	IT企業
9	DENSO	日本	1636	部品メーカー
10	GM	米国	1633	完成車製造会社

## CONTACT



Hyeon Gil RYOO

T: +82,2,772,4364

E: [hyeongil.ryoo@leeko.com](mailto:hyeongil.ryoo@leeko.com)

Wooyoung CHOI

T: +82,2,772,4921

E: [wooyoung.choi@leeko.com](mailto:wooyoung.choi@leeko.com)

Jiwoo JEONG

T: +82,2,6386,0776

E: [jiwoo.jeong@leekoip.com](mailto:jiwoo.jeong@leekoip.com)

## データおよび有名人の肖像、氏名など保護のための不正競争防止法の改正

データの不正使用および有名人の肖像、氏名などのような人的識別標識の無断使用を禁止する「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」(不正競争防止法)の改正案が2021年11月11日に国会本会議を通過して2022年4月20日より施行される(但し、有名人の人的識別標識の無断使用禁止条項は、改正法の公布後、6ヶ月経過時に施行)。今般の改正の主要事項は次の通りである。

### 1. データの不正使用行為を不正競争行為として規定

#### ■ 改正の背景

現行法上、「非公開のデータ」は、不正競争防止法によって営業秘密として保護され、公開されたデータのうち、素材が体系的に配列・構成されている「定型データ」は、著作権法によって編集著作物またはデータベースとして保護される。しかし、データの大半を占める「非定型データ」は、保護され得る法的基盤が不十分であった。

非定型データの保護に関して、裁判所は、他人が営業目的として公開したデータを無断で収集して第三者と取引するか、商業的目的に活用した行為を不正競争防止法の補充的一般条項[現行第2条第1号(ル)目]に基づいて「不正競争行為」として見なし、禁止することもあった。

しかし、多様な形態のデータの無断収集・利用・流通行為を適切に制裁するためには、独立的な条項が必要であるという議論があり、これに関して国会は、「データ産業振興および利用促進に関する基本法」(データ基本法)を制定してデータ保護の一般原則を規定し(データ基本法第12条第1項、第2項)、具体的なデータの不正使用行為の内容と救済手段を不正競争防止法に委任して(データ基本法第12条第3項)、今般の改正法において規定することになった。

#### ■ 秘密として管理されていないデータ保護のための民、刑事上の請求権明示

改正法は、法において保護するデータを「データ基本法第2条第1号によるデータのうち、業として特定人または特定多数に提供されるもので、電子的方法により相当量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上または営業上の情報」として定義し、データの不正使用行為の種類を具体的に例示して不正競争行為として規律している。

具体的には、1)アクセス権限のない者が窃盗・欺瞞・不正アクセス、その他の不正な手段によってデータを取得するか、その取得したデータを使用・公開する行為(アクセス権限のない者の不正取得)、2)データ保有者との契約関係などによって、データへのアクセス権限のある者が不正な利益を得るか、

データ保有者に損害を負わせる目的としてそのデータを使用・公開するか、第三者に提供する行為(アクセス権のある者の信義則違反)、3)1)または2)が介入された事実を知り、データを取得するか、その取得したデータを使用・公開する行為(悪意的な転得)、4)正当な権限なくデータの保護のために適用した技術的保護措置を回避・除去、または変更することを主な目的とする技術・サービス・装置、またはその装置の部品を提供・輸入・輸出・製造・譲渡・貸与、または転送するか、これを譲渡・貸与するために展示する行為(技術的保護措置の無力化)をデータの不正使用行為として規定している。

このようなデータ不正使用行為による被害を負った者は、データの不正使用行為者に対して禁止請求権、損害賠償請求権などの民事的措置(第4条、第5条)を講じることができる。

但し、刑事的措置は、「技術的保護措置の無力化」の類型のデータ不正使用行為についてのみ可能であり(第18条第3項)、残りの類型のデータ不正使用行為は、刑事処罰の対象から除外される。

## 2. 有名人の肖像、氏名など人的識別標識の無断使用行為を不正競争行為として規定

### ■ 改訂の背景

最近、有名人の肖像・氏名などの人的識別標識を無断使用するか、それに関する投資や努力にただ乗りして不法商品を製作・販売する行為が増加しているが、現行法上としては有名人の人的識別標識の無断使用行為についての明示的な規定を設けていない。

裁判所は、具体的な事案により、有名人の人的識別標識を不正に使用する行為に不正競争防止法の補充的一般条項を適用して、不正競争行為として判断してきた。本法務法人が遂行した別名では「BTS無断写真集」事件において、大法院(最高裁)は、「BTSメンバーの写真を大量に収録した類似写真集とフォトカードなどを製作して販売する行為は、エンターテインメント会社が相当な投資と努力を通じて積み重ねた所属アーティストの名声、信用、および顧客吸引力など、エンターテインメント会社の成果を侵害する行為であるので、不正競争防止法第2条第1号(ル)目所定の『成果の無断使用行為』に該当する」と判示した。

改正法は、このように大法院が不正競争行為として認めた有名人の人的識別標識の無断使用行為を独立的な不正競争行為として名文化することにより、法適用の明確性と統一性を確保すると同時に、法的安定性と予測可能性を高めている。

### ■ 有名人の氏名、肖像など保護のための民事上請求権明示

改正法は、有名人の人的識別標識の保護のための不正競争防止法第2条第1号(ヲ)目を新設して、法において保護する人的識別標識を「国内に広く認識され、経済的価値を有する他人の氏名、肖像、音声、署名など、その他人を識別できる標識」として定義しつつ、人的識別標識を「公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法として自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」を不正競争行為として規律している。

このような有名人の人的識別標識の無断使用行為に対しては禁止請求、損害賠償請求など、民事的措置を講じることができるが(第4条、第5条)、刑事処罰の対象からは除外される(第18条第3項)。

### 3. 評価と展望

一般の改正法の趣旨は、現行法上の保護に関する明文の規定がなく、補充的一般条項を通じてのみ保護が可能であった非定型データおよび有名人の人的識別標識に関する不正競争行為を明文によって禁止して、これを保護することにある。

従って、これまでのデータの不正使用や人的識別標識の無断使用によって被害を負った企業や有名人の立場においては、改正法の適用を通じてより簡明且つ積極的な被害防止および保護効果が期待できるものと予想される。

一方、クローリングなどの方法によって他人のデータを収集・使用するか、他人の肖像・氏名などを使用してビジネスをする立場においては、現在考慮しているビジネス方式や技法が改正法上の新設条項に抵触するか否かについて外部専門家の検討意見を受けるなど、事前のコンプライアンス作業を行って関連リスクを最小化する努力が必要なものと予想される。

併せて、改正法において新設された不正競争行為の成立要件は、補充的一般条項である現行法第2条第1号(ル)目について、既存の判例において説示していた要件とは多少差があるので、各要件の具体的な意味、判断要素、判断基準などに関しては今後の裁判所の判断を鋭意注視する必要がある。